

青少年の家条例（昭和56年岩手県条例第16号）第6条第2項の規定により、岩手県立県北青少年の家の附属の施設の利用料金を次のとおり承認した。

令和5年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 次の表に掲げる額

表 岩手県立県北青少年の家の附属の施設の利用料金

附属 の施 設	利用料金							
	個人使用				貸切使用			
	区 分	小学校児童及び中学校生徒	高等学校生徒及び学生	一 般	区 分	料金を徴収しない場合	料金を徴収する場合	
スケ ート 場	普通利用料金（1回につき）	円 180	円 490	円 670	土曜日及び休日の利用料金（1時間までごとに）	円	円	
	回数利用料金（6回につき）	900	2,460	3,360		12,750	25,510	
	定期利用料金（1シーズンにつき）	競技関係者	3,600	9,840	13,440	その他の日の利用料金（1時間までごとに）	9,560	19,130
		その他の者	7,200	19,680	26,880			
	附属の設備の利用料金	靴（1回につき）	150	430	560	附属の設備	放送設備（1時間までごとに）	690
ロッカー（1回につき）		50円			附属の設備	照明設備	実費を基準として知事が定める額	

- 備考1 「競技関係者」とは、岩手県スケート連盟又は岩手県アイスホッケー連盟に登録している者をいう。
- 2 幼児に係る利用料金（附属の設備の利用料金を除く。）は、無料とする。
- 3 幼児に係る靴の利用料金は、小学校児童及び中学校生徒に係る靴の利用料金と同額とする。
- 4 貸切使用の場合における靴又はロッカーの利用料金は、個人使用の場合の利用料金と同額とする。
- 5 「料金を徴収する場合」とは、貸切使用をする者が、入場料、会費又はこれらに類する金銭を徴収する場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 6 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。

2 利用料金の適用年月日

令和5年4月1日